

医政発0603第4号
平成23年6月3日

各 東京電力又は東北電力から電力供給される都県知事 殿

(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、群馬県、栃木県、茨城県、
埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県)

厚生労働省医政局長

医療施設における夏期の節電の取組の進め方について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

節電対策につきましては、5月13日に政府の電力需給緊急対策本部において「夏期の電力需給対策について」(別添1)が取りまとめられ、今夏の電力需給対策の基本的な考え方が示されました。さらに、電気事業法第27条による東京・東北電力の管内における電気の使用制限について必要な準備が進められるよう、5月25日に経済産業省より「電気事業法に基づく使用制限の具体的な内容について」(別添2)が発表されました。

また、6月1日に、電気事業法第27条に基づき、電気使用制限等規則の全部を改正する省令(平成23年経済産業省令第28号。以下「省令」という。別添3)及び使用最大電力の制限に係る経済産業大臣の指定する地域、期間等(平成23年経済産業省告示第126号。以下「告示」という。別添4)が公布、施行されました。

これを受け、東京電力・東北電力管内で電力を使用する者は、原則としてすべて、7月から9月までの平日9時～20時までについて、使用電力を抑制するために節電行動計画を作成し、節電に取り組むことが求められています。また、特に大口需要家(契約電力500kW以上)については、電気事業法第27条に基づき、使用最大電力に関する罰則を伴う規制が行われることとなっております(ただし、医療施設については、下記2のとおり、特例的取扱いが認められています。)。

医療施設につきましても、下記に示した節電の取組の進め方(スケジュール等)のポイントを踏まえ、夏期(7～9月)の節電に可能な限り徹底して取り組んでいただくことが必要です。

つきましては、皆様におかれましては、これらの内容につき御了知いただきますとともに、貴管内の東京・東北電力管内の医療施設に対し周知徹底を図り、貴管内の東京・東北電力管内の医療施設が、節電について最大限の取組を行うよう御協力を願いいたします。

記

1. 電力使用制限について

(1) 大口需要家（契約電力500kW以上）

電気事業法第27条に基づき、大口需要家に対しては、以下のとおり使用最大電力に関する規制が課されることとなっています。

・対象者

東京電力及び東北電力並びにその供給区域内で供給している特定規模電気事業者と、直接、需給契約を締結している大口需要家

※ただし、被災地域（岩手県、宮城県及び福島県の全市町村並びに青森県、新潟県、茨城県、栃木県及び千葉県の一部市町村）については、電力使用制限の対象外とされています。（詳細な範囲については、経済産業省ホームページを参照）

・期間・時間帯

東京電力：平成23年7月1日～9月22日（平日）の9時から20時

東北電力：平成23年7月1日～9月 9日（平日）の9時から20時

・具体的な内容

使用電力の上限は、原則として、「昨年の上記期間・時間帯における使用最大電力の値（1時間単位）」を15%削減した値

・罰則

故意による使用制限違反は100万円以下の罰金の対象

(2) 小口需要家（契約電力500kW未満）

電気事業法に基づく電力使用制限の対象ではありませんが、夏期の電力需給ギャップを解消し、計画停電を回避するためにも、小口需要家においても、昨年比15%の需要抑制を目標として、節電行動計画を作成し、自主的に節電の取組を進めていただくことが必要です。

2. 大口需要家に係る制限緩和及び適用除外について

(1) 制限緩和について

医療施設については、国民の生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備として、電気事業法第27条における電気の使用制限の緩和がされており、大口需要家（契約電力500kW以上）の電力需要抑制値が昨年比15%減のところを0%減（昨年の使用最大電力まで電力を使用することが可能）とされております。（詳細は、別添2の「電気事業法に基づく使用制限の具体的な内容について」p6、告示第5条第1項第2号を参照）

制限緩和の対象となるためには、指定の様式にて申請を行う必要がありますのでご注意ください。（申請手続きの詳細については、別添6、7及び経済産業省ホームページ等を参照）

なお、別添2の別紙1「制限緩和適用者による使用抑制に向けた計画的取組について」においては、「制限緩和の対象であっても、自らできる限りの使用抑制に努め、また、企業・事業体等として削減率（15%）を達成するように努めることとする。」とされ、制限緩和が認

められた需要設備について、使用抑制に向けた計画の作成と事業所管省庁への提出が求められ、計画内容や計画に基づいた使用抑制の状況について検証が行われることとされております。

計画の策定にあたっては、制限緩和の対象となった場合においても、できる限り昨年よりも電力の使用を削減していただきますようお願いします。

(2) 適用除外について

医療施設については、生命・身体の安全確保に不可欠な施設であることから、「救急患者の治療その他患者の生命及び健康の保持の観点から医師が必要と認める治療を行う場合」については、当該治療を行う時間帯に限って、電力需要抑制の適用除外とされる（前年の使用最大電力を超えて、電力を使用することが可能であり、罰則の対象とならない）こととなっています。（告示第2条第1号）

3. 医療施設の取組のポイント

上記1、2の電力使用制限の枠組みを踏まえ、各関係の方々には、下記のとおりの取組を行っていただきますようお願いします。

(1) 大口需要家の取組のポイント

① 6月1日に経済産業大臣より需要家に対する通知が到着します。通常は制限緩和の適用を希望することとなります。その場合には制限緩和の適用を受けたい日から起算して14日前までに（7月1日から適用を受けたい場合は6月17日までに）、東北経済産業局又は関東経済産業局に対して、申請してください。（告示第5条第2項。別添6、7参照）
※手続きの詳細につきましては、別添7及び経済産業省ホームページ等を御参照ください。

② 節電行動計画を作成し、厚生労働省宛てに提出していただくとともに、事務所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により公表してください。（提出先・提出方法等については追って通知予定）
※節電の取組を検討するに当たっては、別添1の参考1「大口需要家による取組について」及び参考2「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を御参照ください。

③ 7月から9月の電気の使用状況について、各月の検針日から15日以内に、東北経済産業局又は関東経済産業局に対して報告してください。（省令第8条。別添6、8参照）
※手続きの詳細につきましては、経済産業省ホームページ等を御参照ください。

(2) 小口需要家の取組のポイント

① 電気事業法に基づく電力使用制限の対象ではないため、経済産業大臣からの通知は届きません。
② 節電行動計画を作成し、事務所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により公表してください。（計画の厚生労働省への提出は必要ありません。）
※節電の取組を検討するに当たっては、別添1の参考2「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を御参照ください。

4. その他留意点

節電の取組を行うに当たって、医療施設において、開所時間や休業日を変更するような場合には、労働条件の変更にあたる場合があると考えられますので、その際には、労使が十分に話し合い、家族的責任等を有する労働者の事情にも配慮しつつ、雇用・就業の継続を図りながら節電に係る取組が実施されるよう特段の御配慮をお願いします。

5. 電気事業法関連の問い合わせ先（6月1日～）

【東北電力管内】

東北経済産業局資源エネルギー環境部 電力使用制限班

〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎（6階第3・4会議室内）
(電話) 022-263-1111 (内線) 5561、5562、5564

【東京電力管内】

関東経済産業局資源エネルギー環境部 電力事業課

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館（8階8-1会議室内）
(電話) 048-601-1200 (内線) 3827

6. 参考となるウェブサイト等

経済産業省ホームページ

- ・「電力需給に関する検討会合」

http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html

- ・「電気事業法に基づく使用制限の具体的な内容について」

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>

- ・「節電—電力消費をおさえるには—」

※編集用の小口フォーマットも掲載

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

厚生労働省ホームページ

- ・「夏期の電力供給対策について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001cg50.html>

医政発0603第5号
平成23年6月3日

社団法人〇〇会会長 殿

厚生労働省医政局長

医療施設における夏期の節電の取組の進め方について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

節電対策につきましては、5月13日に政府の電力需給緊急対策本部において「夏期の電力需給対策について」（別添1）が取りまとめられ、今夏の電力需給対策の基本的な考え方が示されました。さらに、電気事業法第27条による東京・東北電力の管内における電気の使用制限について必要な準備が進められるよう、5月25日に経済産業省より「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について」（別添2）が発表されました。

また、6月1日に、電気事業法第27条に基づき、電気使用制限等規則の全部を改正する省令（平成23年経済産業省令第28号。以下「省令」という。別添3）及び使用最大電力の制限に係る経済産業大臣の指定する地域、期間等（平成23年経済産業省告示第126号。以下「告示」という。別添4）が公布、施行されました。

これを受け、東京電力・東北電力管内で電力を使用する者は、原則としてすべて、7月から9月までの平日9時～20時までについて、使用電力を抑制するために節電行動計画を作成し、節電に取り組むことが求められています。また、特に大口需要家（契約電力500kW以上）については、電気事業法第27条に基づき、使用最大電力に関する罰則を伴う規制が行われることとなっております（ただし、医療施設については、下記2のとおり、特例的取扱いが認められています。）。

医療施設につきましても、下記に示した節電の取組の進め方（スケジュール等）のポイントを踏まえ、夏期（7～9月）の節電に可能な限り徹底して取り組んでいただくことが必要です。

つきましては、これらの内容につき御了知いただきますとともに、東京・東北電力管内の貴会会員に対し周知徹底を図り、東京・東北電力管内の貴会会員が、節電について最大限の取組を行うよう御協力をお願いいたします。

記

1. 電力使用制限について

(1) 大口需要家（契約電力500kW以上）

電気事業法第27条に基づき、大口需要家に対しては、以下のとおり使用最大電力に関する規制が課されることとなっています。

・対象者

東京電力及び東北電力並びにその供給区域内で供給している特定規模電気事業者と、直接、需給契約を締結している大口需要家

※ただし、被災地域（岩手県、宮城県及び福島県の全市町村並びに青森県、新潟県、茨城県、栃木県及び千葉県の一部市町村）については、電力使用制限の対象外とされています。（詳細な範囲については、経済産業省ホームページを参照）

・期間・時間帯

東京電力：平成23年7月1日～9月22日（平日）の9時から20時

東北電力：平成23年7月1日～9月 9日（平日）の9時から20時

・具体的な内容

使用電力の上限は、原則として、「昨年の上記期間・時間帯における使用最大電力の値（1時間単位）」を15%削減した値

・罰則

故意による使用制限違反は100万円以下の罰金の対象

(2) 小口需要家（契約電力500kW未満）

電気事業法に基づく電力使用制限の対象ではありませんが、夏期の電力需給ギャップを解消し、計画停電を回避するためにも、小口需要家においても、昨年比15%の需要抑制を目標として、節電行動計画を作成し、自主的に節電の取組を進めていただくことが必要です。

2. 大口需要家に係る制限緩和及び適用除外について

(1) 制限緩和について

医療施設については、国民の生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備として、電気事業法第27条における電気の使用制限の緩和がされており、大口需要家（契約電力500kW以上）の電力需要抑制値が昨年比15%減のところを0%減（昨年の使用最大電力まで電力を使用することが可能）とされております。（詳細は、別添2の「電気事業法に基づく使用制限の具体的な内容について」p6、告示第5条第1項第2号を参照）

制限緩和の対象となるためには、指定の様式にて申請を行う必要がありますのでご注意ください。（申請手続きの詳細については、別添6、7及び経済産業省ホームページ等を参照）

なお、別添2の別紙1「制限緩和適用者による使用抑制に向けた計画的取組について」においては、「制限緩和の対象であっても、自らできる限りの使用抑制に努め、また、企業・事業体等として削減率（15%）を達成するように努めることとする。」とされ、制限緩和が認

められた需要設備について、使用抑制に向けた計画の作成と事業所管省庁への提出が求められ、計画内容や計画に基づいた使用抑制の状況について検証が行われることとされております。

計画の策定にあたっては、制限緩和の対象となった場合においても、できる限り昨年よりも電力の使用を削減していただきますようお願いします。

(2) 適用除外について

医療施設については、生命・身体の安全確保に不可欠な施設であることから、「救急患者の治療その他患者の生命及び健康の保持の観点から医師が必要と認める治療を行う場合」については、当該治療を行う時間帯に限って、電力需要抑制の適用除外とされる（前年の使用最大電力を超えて、電力を使用することが可能であり、罰則の対象とならない）こととなっています。（告示第2条第1号）

3. 医療施設の取組のポイント

上記1、2の電力使用制限の枠組みを踏まえ、各関係の方々には、下記のとおりの取組を行っていただきますようお願いします。

(1) 大口需要家の取組のポイント

- ① 6月1日に経済産業大臣より需要家に対する通知が到着します。通常は制限緩和の適用を希望することとなります。その場合には制限緩和の適用を受けたい日から起算して14日前までに（7月1日から適用を受けたい場合は6月17日までに）、東北経済産業局又は関東経済産業局に対して、申請してください。（告示第5条第2項。別添6、7参照）
※手続きの詳細につきましては、別添7及び経済産業省ホームページ等を御参照ください。

- ② 節電行動計画を作成し、厚生労働省宛てに提出していただくとともに、事務所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により公表してください。（提出先・提出方法等については追って通知予定）
※節電の取組を検討するに当たっては、別添1の参考1「大口需要家による取組について」及び参考2「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を御参照ください。

- ③ 7月から9月の電気の使用状況について、各月の検針日から15日以内に、東北経済産業局又は関東経済産業局に対して報告してください。（省令第8条。別添6、8参照）
※手続きの詳細につきましては、経済産業省ホームページ等を御参照ください。

(2) 小口需要家の取組のポイント

- ① 電気事業法に基づく電力使用制限の対象ではないため、経済産業大臣からの通知は届きません。

- ② 節電行動計画を作成し、事務所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により公表してください。（計画の厚生労働省への提出は必要ありません。）
※節電の取組を検討するに当たっては、別添1の参考2「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を御参照ください。

4. その他留意点

節電の取組を行うに当たって、医療施設において、開所時間や休業日を変更するような場合には、労働条件の変更にあたる場合があると考えられますので、その際には、労使が十分に話し合い、家族的責任等を有する労働者の事情にも配慮しつつ、雇用・就業の継続を図りながら節電に係る取組が実施されるよう特段の御配慮をお願いします。

5. 電気事業法関連の問い合わせ先（6月1日～）

【東北電力管内】

東北経済産業局資源エネルギー環境部 電力使用制限班

〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎（6階第3・4会議室内）

（電話）022-263-1111（内線）5561、5562、5564

【東京電力管内】

関東経済産業局資源エネルギー環境部 電力事業課

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館（8階8-1会議室内）

（電話）048-601-1200（内線）3827

6. 参考となるウェブサイト等

経済産業省ホームページ

・「電力需給に関する検討会合」

http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html

・「電気事業法に基づく使用制限の具体的な内容について」

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>

・「節電—電力消費をおさえるには—」

※編集用の小口フォーマットも掲載

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

厚生労働省ホームページ

・「夏期の電力供給対策について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001cg50.html>

別記団体

社団法人 日本医師会

社団法人 日本病院会

社団法人 全日本病院協会

社団法人 日本医療法人協会

社団法人 日本精神科病院協会

医政発0603第6号
平成23年6月3日

独立行政法人 ○○理事長 殿

厚生労働省医政局長

医療施設における夏期の節電の取組の進め方について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

節電対策につきましては、5月13日に政府の電力需給緊急対策本部において「夏期の電力需給対策について」（別添1）が取りまとめられ、今夏の電力需給対策の基本的な考え方が示されました。さらに、電気事業法第27条による東京・東北電力の管内における電気の使用制限について必要な準備が進められるよう、5月25日に経済産業省より「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について」（別添2）が発表されました。

また、6月1日に、電気事業法第27条に基づき、電気使用制限等規則の全部を改正する省令（平成23年経済産業省令第28号。以下「省令」という。別添3）及び使用最大電力の制限に係る経済産業大臣の指定する地域、期間等（平成23年経済産業省告示第126号。以下「告示」という。別添4）が公布、施行されました。

これを受け、東京電力・東北電力管内で電力を使用する者は、原則としてすべて、7月から9月までの平日9時～20時までについて、使用電力を抑制するために節電行動計画を作成し、節電に取り組むことが求められています。また、特に大口需要家（契約電力500kW以上）については、電気事業法第27条に基づき、使用最大電力に関する罰則を伴う規制が行われることとなっております（ただし、医療施設については、下記2のとおり、特例的取扱いが認められています。）。

医療施設につきましても、下記に示した節電の取組の進め方（スケジュール等）のポイントを踏まえ、夏期（7～9月）の節電に可能な限り徹底して取り組んでいただくことが必要です。

つきましては、これらの内容につき御了知いただきますとともに、貴法人の東京・東北電力管内の医療施設が節電について最大限の取組を行うよう御協力を御願いいたします。

記

1. 電力使用制限について

(1) 大口需要家（契約電力500kW以上）

電気事業法第27条に基づき、大口需要家に対しては、以下のとおり使用最大電力に関する規制が課されることとなっています。

・対象者

東京電力及び東北電力並びにその供給区域内で供給している特定規模電気事業者と、直接、需給契約を締結している大口需要家

※ただし、被災地域（岩手県、宮城県及び福島県の全市町村並びに青森県、新潟県、茨城県、栃木県及び千葉県の一部市町村）については、電力使用制限の対象外とされています。（詳細な範囲については、経済産業省ホームページを参照）

・期間・時間帯

東京電力：平成23年7月1日～9月22日（平日）の9時から20時

東北電力：平成23年7月1日～9月 9日（平日）の9時から20時

・具体的内容

使用電力の上限は、原則として、「昨年の上記期間・時間帯における使用最大電力の値（1時間単位）」を15%削減した値

・罰則

故意による使用制限違反は100万円以下の罰金の対象

(2) 小口需要家（契約電力500kW未満）

電気事業法に基づく電力使用制限の対象ではありませんが、夏期の電力需給ギャップを解消し、計画停電を回避するためにも、小口需要家においても、昨年比15%の需要抑制を目標として、節電行動計画を作成し、自主的に節電の取組を進めていただくことが必要です。

2. 大口需要家に係る制限緩和及び適用除外について

(1) 制限緩和について

医療施設については、国民の生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備として、電気事業法第27条における電気の使用制限の緩和がされており、大口需要家（契約電力500kW以上）の電力需要抑制値が昨年比15%減のところを0%減（昨年の使用最大電力まで電力を使用することが可能）とされております。（詳細は、別添2の「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について」p6、告示第5条第1項第2号を参照）

制限緩和の対象となるためには、指定の様式にて申請を行う必要がありますのでご注意ください。（申請手続きの詳細については、別添6、7及び経済産業省ホームページ等を参照）

なお、別添2の別紙1「制限緩和適用者による使用抑制に向けた計画的取組について」においては、「制限緩和の対象であっても、自らできる限りの使用抑制に努め、また、企業・事業体等として削減率（15%）を達成するように努めることとする。」とされ、制限緩和が認

められた需要設備について、使用抑制に向けた計画の作成と事業所管省庁への提出が求められ、計画内容や計画に基づいた使用抑制の状況について検証が行われることとされております。

計画の策定にあたっては、制限緩和の対象となった場合においても、できる限り昨年よりも電力の使用を削減していただきますようお願いします。

(2) 適用除外について

医療施設については、生命・身体の安全確保に不可欠な施設であることから、「救急患者の治療その他患者の生命及び健康の保持の観点から医師が必要と認める治療を行う場合」については、当該治療を行う時間帯に限って、電力需要抑制の適用除外とされる（前年の使用最大電力を超えて、電力を使用することが可能であり、罰則の対象とならない）こととなっています。（告示第2条第1号）

3. 医療施設の取組のポイント

上記1、2の電力使用制限の枠組みを踏まえ、各関係の方々には、下記のとおりの取組を行っていただきますようお願いします。

(1) 大口需要家の取組のポイント

- ① 6月1日に経済産業大臣より需要家に対する通知が到着します。通常は制限緩和の適用を希望することとなります。その場合には制限緩和の適用を受けたい日から起算して14日前までに（7月1日から適用を受けたい場合は6月17日までに）、東北経済産業局又は関東経済産業局に対して、申請してください。（告示第5条第2項。別添6、7参照）

※手続きの詳細につきましては、別添7及び経済産業省ホームページ等を御参照ください。

- ② 節電行動計画を作成し、厚生労働省宛てに提出していただくとともに、事務所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により公表してください。（提出先・提出方法等については追って通知予定）

※節電の取組を検討するに当たっては、別添1の参考1「大口需要家による取組について」と参考2「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を御参照ください。

- ③ 7月から9月の電気の使用状況について、各月の検針日から15日以内に、東北経済産業局又は関東経済産業局に対して報告してください。（省令第8条。別添6、8参照）

※手続きの詳細につきましては、経済産業省ホームページ等を御参照ください。

(2) 小口需要家の取組のポイント

- ① 電気事業法に基づく電力使用制限の対象ではないため、経済産業大臣からの通知は届きません。

- ② 節電行動計画を作成し、事務所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により公表してください。（計画の厚生労働省への提出は必要ありません。）

※節電の取組を検討するに当たっては、別添1の参考2「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を御参照ください。

4. その他留意点

節電の取組を行うに当たって、医療施設において、開所時間や休業日を変更するような場合には、労働条件の変更にあたる場合があると考えられますので、その際には、労使が十分に話し合い、家族的責任等を有する労働者の事情にも配慮しつつ、雇用・就業の継続を図りながら節電に係る取組が実施されるよう特段の御配慮をお願いします。

5. 電気事業法関連の問い合わせ先（6月1日～）

【東北電力管内】

東北経済産業局資源エネルギー環境部 電力使用制限班

〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎（6階第3・4会議室内）

（電話）022-263-1111（内線）5561、5562、5564

【東京電力管内】

関東経済産業局資源エネルギー環境部 電力事業課

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館（8階8-1会議室内）

（電話）048-601-1200（内線）3827

6. 参考となるウェブサイト等

経済産業省ホームページ

- ・「電力需給に関する検討会合」

http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html

- ・「電気事業法に基づく使用制限の具体的な内容について」

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>

- ・「節電—電力消費をおさえるには—」

※編集用の小口フォーマットも掲載

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

厚生労働省ホームページ

- ・「夏期の電力供給対策について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001cg50.html>

別記団体

独立行政法人 国立病院機構

独立行政法人 国立がん研究センター

独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター

独立行政法人 国立国際医療研究センター

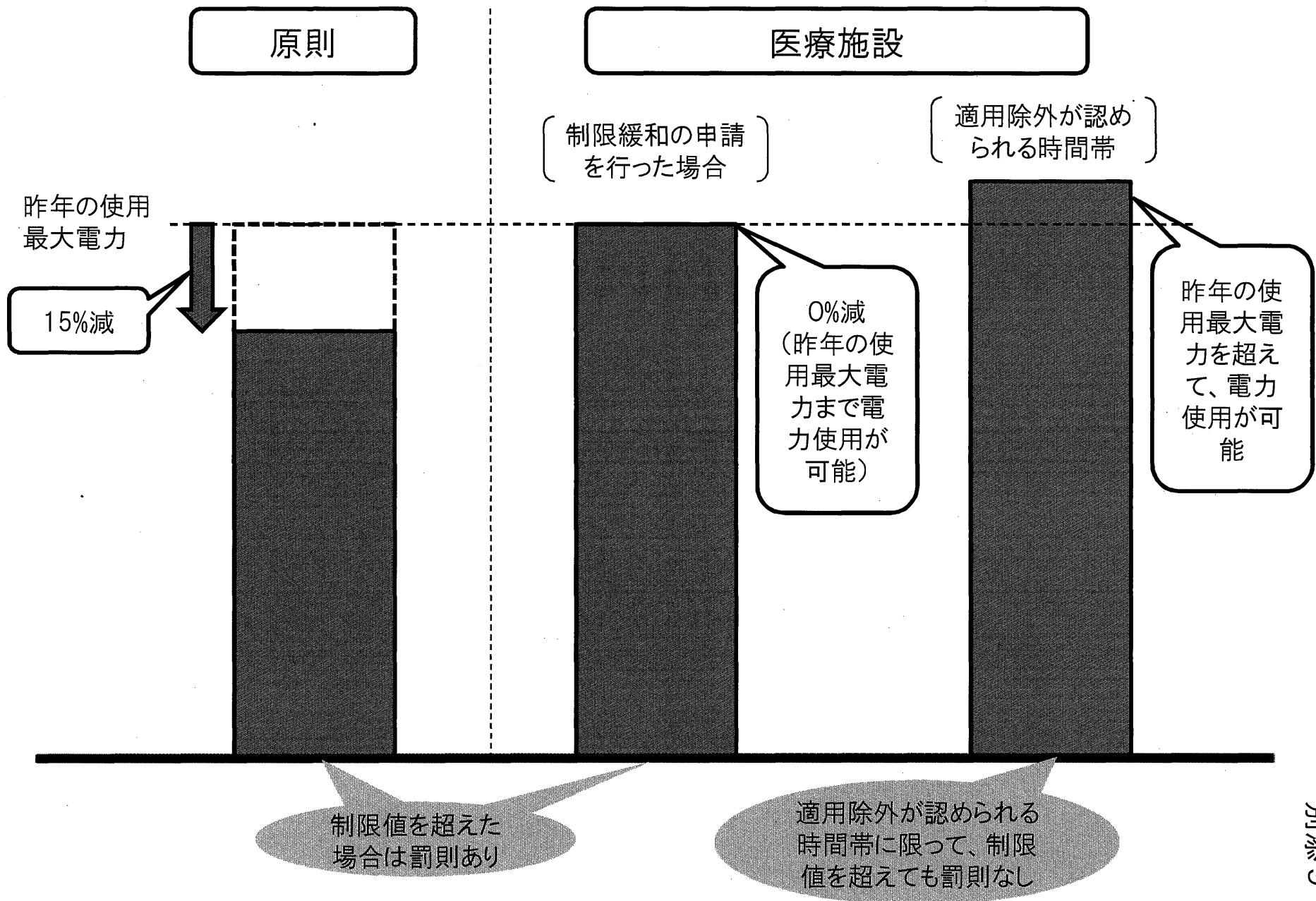
独立行政法人 国立成育医療研究センター

(添付資料一覧)

- 別添 1 : 「夏期の電力需給対策について」(5月13日電力需給緊急対策本部決定)
- 別添 2 : 「電気事業法に基づく使用制限の具体的な内容について」(経済産業省作成資料)
- 別添 3 : 電気使用制限等規則の全部を改正する省令(平成23年経済産業省令第28号)
- 別添 4 : 使用最大電力の制限に係る経済産業大臣の指定する地域、期間等(平成23年経済産業省告示第126号)
- 別添 5 : 夏期の電力使用制限に関する経済産業省からのお願い(経済産業省作成資料)
- 別添 6 : 制限緩和申請書(告示様式第1)、使用電力状況報告書(省令様式第5)
- 別添 7 : 制限緩和申請書記載マニュアル(抄)(経済産業省作成資料)
- 別添 8 : 使用電力状況報告書記載マニュアル(抄)(経済産業省作成資料)
※その他の各種申請書の様式及び記載要領については、経済産業省ホームページを御参考ください。
- 別添 9 : 大口需要家に係る制限緩和及び適用除外について(厚生労働省作成資料)
- 別添 10 : 今後のスケジュールについて(厚生労働省作成資料)

※ 別添1～8については、経済産業省HPを参照

大口需要家に係る制限緩和及び適用除外について



今後のスケジュールについて

	大口需要家	小口需要家
6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大口需要家に対する経済産業省からの通知が到着 (制限値が記載されており、これが目標値となる。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目標設定、削減必要幅の把握 ※昨年の基準期間・時間帯(東電:平成22年7月1日~9月22日(平日)の9時~20時、東北電:平成22年7月1日~9月9日(平日)の9時~20時)における最大使用電力又は使用電力量の最大値を把握。(昨年の7~9月の領収書をチェック。ない場合や領収書でも不明の場合は電力会社に照会。)
6月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○ (制限緩和を申請する場合) 東北経済産業局・関東経済産業局への制限緩和申請〆切(7月1日適用開始分) ※同一法人・同一業種間で活用する場合を除き、制限緩和の適用を受けた需要設備との間での共同使用制限スキームの活用は不可 ○ 節電対策の洗い出し・電力削減量の積み上げ(小口フォーマット、家庭の節電対策メニュー、電機製品仕様書等を参考に。テナントの場合は空調等について管理者とも相談。) <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 節電行動計画の作成 ※様式としては小口フォーマット等を参考に。 <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 節電対策の洗い出し・電力削減量の積み上げ(小口フォーマット、家庭の節電対策メニュー、電機製品仕様書等を参考に。テナントの場合は空調等について管理者とも相談。) <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 節電行動計画の作成 ※様式としては小口フォーマット等を参考に。 <p style="text-align: center;">↓</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 節電行動計画の厚生労働省への提出及び公表 ※提出先・提出方法等については追って通知予定 ※事務所での掲示、HP掲載等任意の方法による。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 節電行動計画の公表 ※事務所での掲示、HP掲載等任意の方法による。
7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気事業法に基づく電力使用制限期間開始 ○ 毎月検針日から15日以内に、経済産業局へ電気の使用状況を報告。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主的な節電実施期間開始
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電力使用制限期間終了 東京電力管内：9月22日 東北電力管内：9月 9日 ○ 節電実施期間終了（9月末） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 節電実施期間終了（9月末）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 節電行動計画の実施結果の厚生労働省への報告 ※提出先・提出方法等については追って通知予定 	

※ 小口フォーマット：「夏期の電力需給対策について」（別添3）の参考2

家庭の節電対策メニュー：「夏期の電力需給対策について」の参考3